

平成26年度から適用される

個人住民税の税制改正について

●個人住民税均等割税率の特例について(平成26年度から平成35年度まで)

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率に1,000円(町民税500円、道民税500円)が加算されます。

均等割	現行 (平成25年度まで)	特例期間 (平成26年度から平成35年度まで)
町民税	3,000円	3,500円
道民税	1,000円	1,500円
合計	4,000円	5,000円

●給与所得控除の改正(給与所得控除の上限設定)

給与収入金額が1,500万円を超える給与所得控除額について、245万円の上限が設定されました。

給与所得控除額(給与収入が1,000万円超の場合)

現行(平成25年度まで)		改正後(平成26年度から)	
給与収入金額	給与所得控除額	給与収入金額	給与所得控除額
1,000万円超	給与収入金額×5% + 170万円	1,000万円超	給与収入金額×5% + 170万円
		1,500万円以下	
		1,500万円超	245万円

●公的年金所得者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の申告手続きの簡素化

公的年金以外の所得を有しなかった方が、寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の個人住民税の申告書の提出が不要となりました。

※ 平成25年分の公的年金等の扶養控除申告書に記載を忘れた人や提出しなかった人は、確定申告書または町道民税の申告が必要となります。(扶養控除申告書は、毎年10月末頃に日本年金機構等から所得税の課税対象となる人に送付されています。)

●ふるさと寄付金に係る税額控除の特例について(平成 26 年度から平成 50 年度まで)

平成25年分から復興特別所得税(2.1%)が創設されたことに伴い、「ふるさと寄付金」に係る個人住民税の寄付金税額控除について、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に復興特別所得税率(2.1%)を乗じて得た額を加算することにより、減額する調整を行います。算定方法は次のとおりです。

「ふるさと寄付金」に係る税額控除額＝基本控除額(1)＋特例控除額(2)

(1)基本控除額(寄付金額は総所得金額等の30%が上限)

(寄付金額－2,000円)×10%

(2)特例控除額(町民税及び道民税所得割額のそれぞれ10%が上限)

<改正前> (寄付金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率)

<改正後> (寄付金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率×1.021)

●給与所得者の特定支出控除の改正

(1)特定支出の範囲に次の支出が追加されます。

- ・職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士等の資格取得費
- ・図書の購入費、職場で着用する衣服費、職務に通常必要な交際費等で、職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者より証明がされたもの(上限65万円)

(2)特定支出控除の適用判定・計算方法の見直し

給与等の収入金額1,500万円以下の場合

給与所得金額＝給与収入金額－給与所得控除額－(特定支出の額の合計額－給与所得控除額×1/2)

給与等の収入金額1,500万円超の場合

給与所得金額＝給与収入金額－給与所得控除額245万円－(特定支出の額の合計額－125万円)